

議 第 53 号

令和 4 年 2 月 16 日提出

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部改正について

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 交通安全に関する市の責務等（第3条—第13条）

第3章 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備（第14条—第16条）

第4章 自転車損害賠償保険等への加入促進（第17条・第18条）

第5章 自転車の放置禁止等（第19条—第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

第1条中「を確保するとともに、都市の美観を維持し、あわせて、自転車利用者の利便の増進」を「の確保、都市の美観の維持、自転車利用者の利便の増進及び自転車の安全利用の推進」に改める。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）をいう。
- (6) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補するための保険又は共済をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 交通安全に関する市の責務等

第3条の見出しを「(市の責務等)」に改め、同条第1項中「市長」を「市」に、「関し、」を「関する」に、「の実施に努めなければならない」を「(以下「自転車安全利用促進施策」という。)を実施する責務を有する」に改め、同条第2項中「市長」を「市」に、「自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関する施策」を「自転車安全利用促進施策」に、「その他関係機関」を「その他の関係機関(自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。以下同じ。)」に改め、同条第3項中「市長」を「市」に、「熊本市自転車駐車対策等協議会」を「第26条の熊本市自転車利用推進協議会」に改める。

第4条を削る。

第5条中「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければ」を「市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければ」に改め、同条を第4条とする。

第6条第3項中「の見やすい箇所に自己の住所、氏名等を明記するよう努めるとともに、当該自転車」を削り、同条第4項中「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければ」を「市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 自転車の利用者等は、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年熊本県条例第20号。以下「県条例」という。）第5条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用すること。
- (2) 道路交通法等の規定により備えるべき前照灯及び尾灯又は後方への反射器材に加え、自転車の両側面方向への反射器材を装備すること。

第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等（保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）及び高齢者の家族をいう。以下同じ。）は、県条例第6条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) その保護する者が利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うこと。
 - (2) その保護する者に対し、夜間に自転車を利用する場合には、前照灯の点灯、尾灯の点灯又は後方への反射器材の装備及び自転車の両側面方向への反射器材の装備をさせること。
- 2 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全利用に関する事項について助言をするよう努めるものとする。
 - 3 保護者等は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

第17条を第27条とし、同条の前に次の章名及び1条を加える。

第6章 雑則

(自転車利用推進協議会)

第26条 市長の附属機関として、熊本市自転車利用推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、法第8条の自転車等駐車対策協議会を兼ねるものとする。
- 3 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
 - (1) 総合計画に関する事項
 - (2) 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の市町村自転車活用推進計画に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 4 協議会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。

5 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条第2項中「第14条」を「第23条」に改め、同条を第25条とする。

第15条第1項中「第12条及び第13条第2項」を「第21条及び第22条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第21条」に改め、同条を第23条とする。

第13条を第22条とし、第12条を第21条とし、第11条を第20条とする。

第10条第2項中「協議会」を「第26条の熊本市自転車利用推進協議会」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の章名を付する。

第5章 自転車の放置禁止等

第9条第1項中「生じさせる施設の設置者」の次に「(以下「施設の設置者」という。)」を、「供するため」の次に「、熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例(平成21年条例第47号)に定めるもののほか」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策」を「市が実施する自転車安全利用促進施策」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2章を加える。

第3章 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備

(交通安全教育の推進)

第14条 市は、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育
- (2) 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び活動の支援
- (3) 乗車用ヘルメットの着用の促進
- (4) 自転車の定期的な点検及び整備の促進
- (5) 第7条第1項の規定により学校の長が実施する同項第2号に掲げる事項に関する支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び交通安全団体(交

通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携を図り、必要に応じ、協力を求めるものとする。

(自転車利用環境の整備)

第15条 市は、関係機関と連携し、自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に努めるものとする。

2 市は、地域の自転車の利用状況を勘案し、自転車の駐車に係る環境の整備を行うよう努めるものとする。

3 市は、鉄道事業者等と協力して、自転車と公共交通機関の乗換えに資する施設の整備を行うよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市は、自転車に係る利用環境の向上を図るため、関係機関、市民、事業者、自転車小売業者、自転車貸付業者、鉄道事業者等、施設の設置者、交通安全団体等と連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(自主的な取組を行う市民への支援)

第16条 市は、自転車の安全利用の促進に関する啓発その他の取組を自主的に行い、又は行おうとする市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 自転車損害賠償保険等への加入促進

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第17条 自転車の利用者(未成年者を除く。)、保護者、事業者及び自転車貸付業者は、県条例第11条から第14条までの規定に基づき、自転車損害賠償保険等に加入し、又は加入するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者、事業者及び自転車貸付業者は、県条例第15条の規定に基づき、自転車損害賠償保険等に係る加入の確認及び情報の提供に努めるものとする。

3 学校の長は、県条例第7条第3項の規定に基づき、自転車損害賠償保険等に関する啓発及び情報の提供に努めなければならない。

4 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、自転車を利用して通学する生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

(賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等に係る加入促進の啓発)

第18条 市は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう広報その他の啓発活動を行うものとする。

第8条第2項中「第3条第1項の規定に基づき」を削り、同条に次の1項を加える。

3 鉄道事業者等は、前項に定めるもののほか、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力しなければならない。

第8条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

(自転車貸付業者の責務)

第10条 自転車貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、県条例第10条に定める事項の実施に努めるほか、自転車の貸出しに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めるものとする。

2 自転車貸付業者は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(自動車又は原動機付自転車の運転者の責務)

第11条 自動車(道路交通法第2条第1項第9号の自動車をいう。)又は原動機付自転車(同項第10号の原動機付自転車をいう。)の運転者は、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めるものとする。

第7条第1項中「という。)は、」の次に「県条例第9条に定める事項の実施に努めるほか、」を加え、「あたっては」を「当たっては」に改め、同条第2項中「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければ」を「市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければ」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(学校の長の責務)

第7条 学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。)の長は、県条例第7条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 在学する児童、生徒又は学生に対する乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導

(2) 当該学校の教職員に対し自転車の交通安全教育に必要な知識を習得させるた

めに必要な研修の機会の提供その他の取組

- 2 大学、専修学校及び各種学校の長は、当該学校に在学する学生が自転車を安全に利用することができるよう、必要な啓発に努めるものとする。
- 3 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、生徒の自転車通学を認めるときは、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 学校の長は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第8条 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人（以下「事業者」という。）は、県条例第8条に定める事項の実施に努めるほか、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（以下「新条例」という。）第26条第4項の規定により、熊本市自転車利用推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第26条第5項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(提出理由)

自転車の安全利用を促進するための各主体の責務の追加、市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備に関する規定の追加、自転車損害賠償保険等への加

入促進に関する規定の追加等を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 交通安全に関する市の責務等（第3条—第13条）</u></p> <p><u>第3章 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備（第14条—第16条）</u></p> <p><u>第4章 自転車損害賠償保険等への加入促進（第17条・第18条）</u></p> <p><u>第5章 自転車の放置禁止等（第19条—第25条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第26条・第27条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の確保、都市の美観の維持、自転車利用者の利便の増進及び自転車の安全利用の推進を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>(2) 放置 自転車の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が自転車を離れて直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。</p> <p>(3) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。</p> <p>(4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で自転車駐車場以外の場所をいう。</p> <p><u>(5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）をいう。</u></p> <p><u>(6) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補するための保険又は共済をいう。</u></p>	<p><u>【目次の追加】</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保するとともに、都市の美観を維持し、あわせて、自転車利用者の利便の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>(2) 放置 自転車の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が自転車を離れて直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。</p> <p>(3) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。</p> <p>(4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で自転車駐車場以外の場所をいう。</p>

第2章 交通安全に関する市の責務等

(市の責務等)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関する必要な施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を実施する責務を有する。

2 市は、自転車安全利用促進施策を実施するため必要と認めるときは、警察、道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者をいう。）その他の関係機関（自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）と協議するとともに、協力を要請することができる。

3 市は、自転車の駐車対策等を総合的かつ計画的に推進するため、法第7条の規定に基づき、第26条の熊本市自転車利用推進協議会の意見を聴いて、自転車の駐車対策等に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めるものとする。

【削る】

※新第26条に移動

(市民の協力)

第4条 市民は、自転車の安全利用の促進及び自転車の放置防止に関する意識を高め、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車の利用者等の責務)

第5条 自転車の利用者等は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全利用に努めなければならない。

2 自転車の利用者等は、公共の場所において自転車を放置しないよう努めなければならない。

3 自転車の利用者等は、その利用する自転車_____について、法の規定により防犯登録を受けなければならない。

4 自転車の利用者等は、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年熊本県条例第20号。以下「県条例」という。）第5条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関し、必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市長は、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関する施策を実施するため必要と認めるときは、警察、道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者をいう。）その他関係機関と協議するとともに、協力を要請することができる。

3 市長は、自転車の駐車対策等を総合的かつ計画的に推進するため、法第7条の規定に基づき、熊本市自転車駐車対策等協議会の意見を聴いて、自転車の駐車対策等に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めるものとする。

(自転車駐車対策等協議会)

第4条 本市の自転車の駐車対策等に関する重要事項を調査審議するため、法第8条の規定に基づき、熊本市自転車駐車対策等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、総合計画その他自転車の駐車対策等に関する重要事項について調査審議し、答申するものとする。

3 協議会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市民の協力)

第5条 市民は、自転車の安全利用の促進及び自転車の放置防止に関する意識を高め、第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の利用者等の責務)

第6条 自転車の利用者等は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全利用に努めなければならない。

2 自転車の利用者等は、公共の場所において自転車を放置しないよう努めなければならない。

3 自転車の利用者等は、その利用する自転車の見やすい箇所に自己の住所、氏名等を明記するよう努めるとともに、当該自転車について、法の規定により防犯登録を受けなければならない。

【追加】

- (1) 自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用すること。
(2) 道路交通法等の規定により備えるべき前照灯及び尾灯又は後方への反射器材に加え、自転車の両側面方向への反射器材を装備すること。

5 自転車の利用者等は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等（保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）及び高齢者の家族をいう。以下同じ。）は、県条例第6条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) その保護する者が利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うこと。

(2) その保護する者に対し、夜間に自転車を利用する場合においては、前照灯の点灯、尾灯の点灯又は後方への反射器材の装備及び自転車の両側面方向への反射器材の装備をさせること。

2 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全利用に関する事項について助言をするよう努めるものとする。

3 保護者等は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の長の責務)

第7条 学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）の長は、県条例第7条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 在学する児童、生徒又は学生に対する乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導

(2) 当該学校の教職員に対し自転車の交通安全教育に必要な知識を習得させるために必要な研修の機会の提供その他の取組

2 大学、専修学校及び各種学校の長は、当該学校に在学する学生が自転車を安全に利用することができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

3 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、生徒の自転車通学を認めるときは、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

4 学校の長は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人（以下「事業者」という。）は、県条例第8条に定める事項の実施に努めるほか、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全利

4 自転車の利用者等は、第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

【新規】

【新規】

【新規】

に協力しなければならない。

第3章 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備

(交通安全教育の推進)

第14条 市は、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育
- (2) 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び活動の支援
- (3) 乗車用ヘルメットの着用の促進
- (4) 自転車の定期的な点検及び整備の促進
- (5) 第7条第1項の規定により学校の長が実施する同項第2号に掲げる事項に関する

支援

(6) 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び交通安全団体（交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携を図り、必要に応じ、協力を求めるものとする。

(自転車利用環境の整備)

第15条 市は、関係機関と連携し、自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に努めるものとする。

2 市は、地域の自転車の利用状況を勘案し、自転車の駐車に係る環境の整備を行うよう努めるものとする。

3 市は、鉄道事業者等と協力して、自転車と公共交通機関の乗換えに資する施設の整備を行うよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市は、自転車に係る利用環境の向上を図るため、関係機関、市民、事業者、自転車小売業者、自転車貸付業者、鉄道事業者等、施設の設置者、交通安全団体等と連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(自主的な取組を行う市民への支援)

第16条 市は、自転車の安全利用の促進に関する啓発その他の取組を自主的に行い、又は行おうとする市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 自転車損害賠償保険等への加入促進

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第17条 自転車の利用者（未成年者を除く。）、保護者、事業者及び自転車貸付業者は、県条例第11条から第14条までの規定に基づき、自転車損害賠償保険等に参加し、又は加入するよう努めなければならない。

に協力しなければならない。

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

2 自転車小売業者、事業者及び自転車貸付業者は、県条例第15条の規定に基づき、自転車損害賠償保険等に係る加入の確認及び情報の提供に努めるものとする。

3 学校の長は、県条例第7条第3項の規定に基づき、自転車損害賠償保険等に関する啓発及び情報の提供に努めなければならない。

4 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、自転車を利用して通学する生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

(賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等に係る加入促進の啓発)

第18条 市は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう広報その他の啓発活動を行うものとする。

第5章 自転車の放置禁止等

(放置禁止区域の指定等)

第19条 市長は、自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されている公共の場所又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、第26条の熊本自転車利用推進協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、放置禁止区域の指定の解除又はその区域の変更について準用する。

(自転車の放置の禁止)

第20条 自転車の利用者等は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(放置自転車に対する措置)

第21条 市長は、放置禁止区域内において放置されている自転車をあらかじめ定められた場所（以下「保管場所」という。）に移動し、保管することができる。

第22条 市長は、公共の場所（放置禁止区域を除く。）において、自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されていると認められるときは、当該自転車の利用者等に対し、規則で定めるところにより、放置しないよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、自転車が規則で定める期

【新規】

(放置禁止区域の指定等)

第10条 市長は、自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されている公共の場所又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、放置禁止区域の指定の解除又はその区域の変更について準用する。

(自転車の放置の禁止)

第11条 自転車の利用者等は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(放置自転車に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域内において放置されている自転車をあらかじめ定められた場所（以下「保管場所」という。）に移動し、保管することができる。

第13条 市長は、公共の場所（放置禁止区域を除く。）において、自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されていると認められるときは、当該自転車の利用者等に対し、規則で定めるところにより、放置しないよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、自転車が規則で定める期

間にわたって放置されていると認められるときは、当該自転車を保管場所に移動し、保管することができる。ただし、当該自転車が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、同項の指導を行うことなく、直ちに移動し、保管することができる。

(保管した自転車の措置)

第23条 市長は、**第21条**及び前条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日（以下「告示の日」という。）から規則で定める期間を経過してもなお自転車を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、規則で定める事項を告示し、当該自転車を売却することができる。この場合において、当該自転車について、買受人がないとき又は形状その他を勘案し売却することができないと認められるときは、廃棄の処分をすることができる。

3 市長は、前項の規定により売却した代金を告示の日から起算して6月を経過する日まで保管しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により自転車を売却した後、告示の日から起算して6月を経過する日までに当該自転車の利用者等が返還を求めたときは、当該自転車を売却した代金を返還しなければならない。

(費用の徴収)

第24条 市長は、**第21条**及び**第22条第2項**の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、当該自転車の移動及び保管に要した費用を当該自転車の利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

(自転車駐車場内の措置)

第25条 市長は、市長が設置し、又は市長その他の市の機関が管理する自転車駐車場に放置されている自転車その他規則で定める車両（以下「自転車等」という。）があることにより、当該自転車駐車場の有効な利用が阻害されていると認めるときは、当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。

2 **第23条**及び前条の規定は、前項の規定により保管した自転車等について準用する。

第6章 雑則

(自転車利用推進協議会)

第26条 市長の附属機関として、熊本市自転車利用推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、法第8条の自転車等駐車対策協議会を兼ねるものとする。

3 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

間にわたって放置されていると認められるときは、当該自転車を保管場所に移動し、保管することができる。ただし、当該自転車が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、同項の指導を行うことなく、直ちに移動し、保管することができる。

(保管した自転車の措置)

第14条 市長は、**第12条**及び前条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日（以下「告示の日」という。）から規則で定める期間を経過してもなお自転車を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、規則で定める事項を告示し、当該自転車を売却することができる。この場合において、当該自転車について、買受人がないとき又は形状その他を勘案し売却することができないと認められるときは、廃棄の処分をすることができる。

3 市長は、前項の規定により売却した代金を告示の日から起算して6月を経過する日まで保管しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により自転車を売却した後、告示の日から起算して6月を経過する日までに当該自転車の利用者等が返還を求めたときは、当該自転車を売却した代金を返還しなければならない。

(費用の徴収)

第15条 市長は、**第12条**及び**第13条第2項**の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、当該自転車の移動及び保管に要した費用を当該自転車の利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

(自転車駐車場内の措置)

第16条 市長は、市長が設置し、又は市長その他の市の機関が管理する自転車駐車場に放置されている自転車その他規則で定める車両（以下「自転車等」という。）があることにより、当該自転車駐車場の有効な利用が阻害されていると認めるときは、当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。

2 **第14条**及び前条の規定は、前項の規定により保管した自転車等について準用する。

【新規】

※現第4条から移動

<p><u>(1) 総合計画に関する事項</u></p> <p><u>(2) 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の市町村自転車活用推進計画に関する事項</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>4 協議会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。</u></p> <p><u>5 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>6 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第27条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>
---	---

附 則

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（以下「新条例」という。）第26条第4項の規定により、熊本市自転車利用推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第26条第5項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

改正の目的

- 自転車利用者、関係主体の自転車安全利用に関する責務を規定。
- 道路交通法等の規定に、上乗せ規定を設ける。
- ⇒ 一層の交通ルールの順守、交通マナーの向上を図る。
- ⇒ 自転車利用に関連する交通安全啓発の根拠とする。

改正条例の内容

第1章 総則

条・見出し	内容
第1条（目的）【一部追加】	自転車利用者の利便の増進及び自転車の安全利用の推進
第2条（定義）【一部追加】	自転車・学校・自転車損害賠償保険等を定義

第2章 交通安全に関する市の責務等

条・見出し	内容
第3条（市の責務等）【一部修正】	市の自転車安全利用促進施策の実施責務
第4条（市民の協力）【一部修正】	市民の自転車安全利用促進施策への協力
第5条（自転車の利用者等の責務）【追加】	法令遵守の規定及び全年齢層におけるヘルメット着用・側面反射器材の装備を努力義務とする
第6条（保護者等の責務）【新規】	被保護者の自転車の点検整備や高齢者への助言を規定
第7条（学校の長の責務）【新規】	生徒等への交通安全指導・啓発や安全利用措置を規定
第8条（事業者の責務）【新規】	従業員への安全利用に関する啓発・指導を規定
第9条（自転車小売業者の責務）【一部修正】	購入者への安全利用の啓発、点検・修理業務の充実を規定
第10条（自転車貸付業者の責務）【新規】	借受人への安全利用啓発、定期点検・整備を規定
第11条（自動車及び原動機付自転車の運転者の責務）【新規】	自動車やバイクが自転車の側方を安全に通過することを規定
第12条（鉄道事業者等の責務）【追加】	駐輪場の設置、市の施策への協力を規定
第13条（施設を設置者の責務）【一部修正】	駐輪場の設置、市の施策への協力を規定

第3章 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備

条・見出し	内容
第14条（交通安全教育の推進）【新規】	市の交通安全教育の推進を規定
第15条（自転車利用環境の整備）【新規】	市の道路、駐輪環境、乗換施設の整備について規定
第16条（自主的な取組を行う市民への支援）【新規】	市が自主的な取組を行う市民への情報提供、助言等について規定

第4章 自転車損害賠償保険等への加入促進

条・見出し	改正内容
第17条（自転車損害賠償保険等への加入等）【新規】	利用者・保護者・事業者・自転車貸付業者の保険加入、自転車小売業者・事業者・自転車貸付業者の加入確認や情報提供、学校の長の加入啓発や情報提供、加入確認を規定
第18条（賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等に係る加入促進の啓発）【新規】	市による加入促進活動等を規定

第5章 自転車の放置禁止等（第19～25条 変更なし）

第6章 雑則

条・見出し	内容
第26条（自転車安全利用推進協議会）【一部追加】	熊本市自転車安全利用推進協議会の設置・運営について規定
第27条（委任）	規則への委任

今後のスケジュール

令和3年度							令和4年度			
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6	7～9	10～12	1～3
議会報告 (骨子案) (9/9)	素案作成		議会報告 (素案) (12/9)	パブコメ (12/20 ～1/18)	議案上程	審議 議決	周知 期間		R4.10.1～ 施行	
	第1回 協議会 (10/6)		第2回 協議会 (12/17)				<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより、市政広報番組 ・チラシ配布、ポスター掲示 ・熊本市ホームページ ・関係機関会合での説明 など 			